

令和4年度 母子保健事業実施計画

事業目的・概要

安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるために、地域での医療や福祉、教育等に関する各種取組との連携のもと、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない母子保健サービスの充実を図る。

調布っ子すこやかプラン(第2期)に基づき、親と子の疾病予防や健康支援に努めるとともに、相談支援や児童虐待防止対策の充実、母子保健施策と子育て施策の包括的な支援の推進を目的とする。

関連計画

調布っ子すこやかプラン（第2期）

【計画期間】

令和2年度～令和6年度

【基本目標】

- 目標1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実
- 目標2 特別な支援を必要とする子ども・若者や家庭への支援の充実
- 目標3 多様な保育ニーズへの対応強化

【母子保健計画に基づく取組】

- ①母と子どもの疾病予防・健康支援
- ②妊娠・出産期からの包括的な支援
- ③相談支援の充実
- ④児童虐待防止対策の充実
- ⑤地域子ども・子育て支援事業

事業内容

1 妊娠期からの切れ目ない支援のための重点取組

(1) ゆりかご調布事業（取組②）

すべての妊婦に対して看護職が母子健康手帳交付事務及びゆりかご調布面接を行う。対面とオンラインによる面接の継続実施に加え、転入した妊婦がゆりかご調布面接をもらえなく受けられるように広報の充実を図る。

(2) こんにちは赤ちゃん訪問事業（取組②・④・⑤）

保健師、助産師、看護師が対象家庭を訪問。新型コロナウイルス感染症拡大状況に応じ、必要な市民が訪問支援を受けられるよう、柔軟に事業体制を整えていく。

(3) 産後ケア事業（取組②）

従来のデイサービス(日帰り)型, ショートステイ(宿泊)型に加え, 令和4年4月から, アウトリーチ(訪問)型の実施を開始するとともに, 利用できる施設を追加した。さらに利用条件を拡大し, 子どもの対象月齢を引き上げた。昨年から引き続き, 周囲のサポート状況にかかわらず, 育児不安のある母であれば利用可能とした。各施設との情報共有を行い, 必要な市民が円滑に利用できるよう事業体制を整えていく。

(4) 乳幼児健康診査 (取組①)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため, 集団健診実施の際は, 感染予防対策を行い, 安全に実施する。子育てへの不安を抱える親や虐待の疑いがある児に対して, 関係機関との連携を図り, 適切な時期に支援を行う。健診未受診者については, 訪問や電話等で状況を把握し, 必要に応じて関係機関と連携を図る。

(5) アレルギー相談事業 (取組①)

感染防止対策に留意しながら事業を行う。個別相談では, 小児アレルギーエドクター(看護師)による乳幼児健診での相談や電話相談等を通じて専門医への紹介等を行う。

(6) 予防的支援推進とうきょうモデル事業

家庭訪問等による積極的なアウトリーチ等により, 子育て家庭と信頼関係を構築しながら, 家庭のニーズやリスク要因等を早期に把握し, 適切に支援することで, 児童虐待の未然防止を図る。子ども生活部子ども政策課(虐待防止センター)との共同事業。

2 令和4年度新規事業

(1) 1歳児歯科教室 (取組②)

令和3年度から始めたファーストバースデーサポート事業を通じて歯とお口の健康に関する心配ごとが多くみられることが分かった。こども歯科相談室の内容を検討し, 令和4年度から1歳0ヶ月~1か月児に対して, 歯科医師による歯科健診と歯科衛生士や栄養士による生活リズムや歯みがきの仕方, 栄養などの健康教育を行い, 必要に応じて保健師等の個別相談を実施する。